

個人情報ファイル簿(単票)

管理番号 2008-136

令和5年4月1日現在

個人情報ファイルの名称	公共下水道使用料の調定及び徴収事務	
実施機関の名称	南陽市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	南陽市下水道条例第28条の規定に基づき、下水道利用者から使用料の徴収を行うために利用する	
記録項目	1氏名(使用者、所有者)、2住所、3電話番号、4口座番号、5送付先、6設置場所	
記録範囲	下水道利用者	
記録情報の収集方法	下水道使用開始届の提出、水道開閉栓届の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	窓口業務委託先(南陽市上下水道工業協同組合)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 南陽市総務課	
	(所在地) 〒999-2292山形県南陽市三間通436-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	